

新潟市学校給食費等の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市学校給食費等の管理に関する条例（令和6年新潟市条例第9号。以下「条例」という。）及び新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則（令和7年新潟市規則第2号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、「児童等」とは、児童、生徒その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食等の提供に係る申込)

第3条 学校給食費等負担者は、児童等が学校給食等の提供を受けようとするときは、別に定める学校給食等申込書を市長に提出するものとする。

(学校給食費等の通知)

第4条 市長は、学校給食費等を徴収するときは、学校給食費等負担者に対して、学校給食費等負担者が負担すべき学校給食費の額及び納付の期限（以下「納期限」という。）を、別に定める学校給食費等納付額決定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第2項に定める臨時又は不定期に学校給食等の提供を受ける者に対しては、納入通知書兼納付書の送付をもって、この通知に代えることができる。

(学校給食費等の減額)

第5条 規則第2条の2第2項に規定する、食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合及びその他の市長が特別の事情があると認める場合並びに市長が別に定める額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、これに代わる食材等を学校給食等として提供した場合は、この限りでない。

	食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合及びその他の市長が特別の事情があると認める場合	市長が別に定める額
1	児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により、学校給食等について、全ての提供を継続的に受けることができない場合	規則別表第1に定める額を全て減じた額
2	児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により、飲用の牛乳の提供を継続的に受けることができない場合	規則別表第1に定める額から学校給食用牛乳の調達価格（1円未満の端数を四捨五入した額）を減じて得た額

3	児童又は生徒が食物アレルギー等の理由により、学校給食等について、飲用の牛乳を除く全ての提供を継続的に受けることができない場合	学校給食用牛乳の調達価格（1円未満の端数を四捨五入した額）
4	調理施設の改修工事、設備等の不具合、災害その他事由により、次の各号に定める学校給食等を実施できない場合	
	(1) 学校給食等の一食全てを提供できないとき	規則別表第1に定める額を全て減じた額
	(2) 飲用の牛乳を提供できないとき	規則別表第1に定める額から学校給食用牛乳の調達価格（1円未満の端数を四捨五入した額）を減じて得た額
	(3) 飲用の牛乳を除く学校給食等の全てを提供できないとき	学校給食用牛乳の調達価格（1円未満の端数を四捨五入した額）
5	その他市長が特に必要であると認める場合	上記の例に準じて算定した額

(年間納付額の調整)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める額を減じる調整を行うものとする。

- (1) 前条の表各項（第4項を除く）に定める場合及び児童等が病気、事故その他理由により、市が学校給食等を実施する日において当該年度中に連続して6日以上欠食し、学校給食等の提供を受けることができない場合 前条の表第4項各号に定める額に当該日数（次条の届出のあった日の翌日から起算して5日（各学校の休業日、土曜日、日曜日及び休日を除く。）を経過した日以降の学校給食等の停止を希望する日から停止の解除の日までの期間に限る。）を乗じて得た額
- (2) 学校の全部又は一部の臨時休業により、学校給食等の提供を受けることができない場合 前条の表第4項各号に定める額に当該日数を乗じて得た額
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める場合 市長が別に定める額

(学校給食等を受けることができない場合等の届出)

第7条 学校給食費等負担者は、次の各号に掲げる事由が生じ、納付すべき額の変更を求めるときは、別に定める学校給食変更届を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条各号（第2号を除く。）に該当する場合
- (2) その他やむを得ない事由により、学校給食等の停止を希望する場合
- (3) 前2号に掲げる事由の後、学校給食等の全部又は一部について再開を希望する場合

2 前項に規定する学校給食変更届は、変更を希望する日の6日前（各学校の休業日、土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（学校給食費等の納付）

第8条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替により納付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に定める納入通知書兼納付書により納付することができる。

2 口座振替による納付のときは、規則第5条に規定する納付期限に振替を行うこととする。

（学校給食費の変更の通知）

第9条 市長は、学校給食費等の額の変更を行うときは、別に定める学校給食費等納付額変更通知書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第2項に定める臨時又は不定期に学校給食等の提供を受ける者に対しては、納入通知書兼納付書の送付をもって、この通知に代えることができる。

3 市長は、規則第4条に規定する調整を行う場合又は規則第8条に規定する還付又は充当を行う場合は、別に定める学校給食費等納付額変更通知書又は学校給食費等還付（充当）通知書により通知するものとする。

（学校給食費の督促）

第10条 規則第6条の規定による督促は、別に定める学校給食費督促状兼納付書により行うものとする。

（学校給食費等の免除）

第11条 学校給食費等負担者は、規則第7条の規定により減免を受けようとするときは、別に定める減免申請書を市長に提出するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。